

令和 7 年度 土浦市一般廃棄物 処理計画 (実施計画)

土浦市市民生活部環境衛生課
令和 7 年 4 月 1 日

目次

1 総則

1 本計画で対象とする一般廃棄物.....	3
(1) 家庭系ごみ.....	3
(2) 事業系ごみ.....	3
(3) し尿・浄化槽汚泥.....	3
(4) その他.....	3
2 計画区域.....	3
3 計画期間.....	3

2 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み.....	4
2 一般廃棄物の排出抑制のための方策（循環型社会実現のための取り組み体系）.....	7

3 廃棄物の収集・運搬方法

(1) 家庭系ごみ.....	10
(2) 事業系ごみ.....	11
(3) し尿・浄化槽汚泥.....	11
(4) その他.....	11
(5) 収集運搬業の許可方針.....	12

4 廃棄物の処理方法.....

(1) 家庭系ごみ.....	12
(2) 事業系ごみ.....	13
(3) し尿・浄化槽汚泥.....	13
(4) その他.....	13

5 適正処理困難物の指定及び収集等制限物.....

(1) 適正処理困難物の指定.....	14
(2) 収集等制限物.....	15
(3) 搬入数量制限物.....	15

6 処理施設に関する事項.....

(1) 焼却施設.....	16
---------------	----

(2) 破碎・資源化施設.....	16
(3) 最終処分施設.....	16
(4) 汚泥再生処理センター.....	16
7 処理体制図.....	17
(1) ごみ・資源物.....	17
(2) し尿.....	18

1 総則

1 本計画で対象とする一般廃棄物

本計画において対象とする一般廃棄物を、以下のように区分する。

(1) 家庭系ごみ

①燃やせるごみ

主に可燃性の材質からなり、本計画で定める収集方法に適合するもの

②燃やせないごみ

主に不燃性の材質からなり、本計画に定める収集方法に適合するもの

③粗大ごみ（「土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則」（平成 6 年 1 2 月 2 7 日規則第 3 5 号）別表に掲げるもの）

④資源になるもの

缶、ビン、古布、乾電池、小型充電式電池、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック、蛍光管、生ごみ、廃食用油、使用済小型家電

⑤集団資源回収物

(2) 事業系ごみ

①燃やせるごみ

産業廃棄物に該当しない廃棄物で、主に可燃性の材質からなるもの

②燃やせないごみ

産業廃棄物に該当しない廃棄物で、主に不燃性の材質からなるもの

③資源になるもの

産業廃棄物に該当しない廃棄物で、排出者である事業所が資源化に関する計画を定め、廃棄物に関する法令等の基準を満たした資源化施設において処理するもの

④粗大ごみ

(3) し尿・浄化槽汚泥

①し尿

②浄化槽汚泥

(4) その他

動物の死体（産業廃棄物に当たらないものに限る。）

2 計画区域

土浦市全域

3 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

区 分		年度	令和7年度予想値			
		単位				
行政区域内人口		人	141,547			
ごみ排出量			t/年	46,406		
	家庭系ごみ		t/年	31,416		
	収集			t/年	28,173	
		燃やせるごみ		t/年	19,566	
		燃やせないごみ		t/年	1,147	
		粗大ごみ		t/年	235	
		資源になるもの		t/年	7,225	
		缶		t/年	258	
		ビン		t/年	579	
		古布		t/年	215	
		乾電池・小型充電式電池		t/年	35	
		紙類			t/年	1,043
			新聞	t/年	205	
			ざつ紙	t/年	374	
			ダンボール	t/年	464	
		ペットボトル		t/年	344	
		廃蛍光管		t/年	6	
		容器包装プラスチック		t/年	1,023	
		生ごみ		t/年	3,703	
		廃食用油		t/年	14	
		使用済小型家電		t/年	5	
		持込みごみ			t/年	2,447
			燃やせるごみ		t/年	1,839
			燃やせないごみ		t/年	163
			粗大ごみ		t/年	445
	資源になるもの		t/年	0		
	集団資源回収物		t/年	796		
	事業系ごみ		t/年	14,990		
	事業系ごみ	事業系ごみ		t/年	12,987	
		燃やせるごみ		t/年	12,527	
		燃やせないごみ		t/年	447	
		粗大ごみ		t/年	13	
		資源になるもの		t/年	0	
		その他			t/年	2,003
			燃やせるごみ		t/年	1,963
			燃やせないごみ		t/年	19
			粗大ごみ		t/年	21
			資源になるもの		t/年	0

区 分		年度 単位	令和7年度予想値
資源化	資源化	t/年	9,073
	直接資源化等	t/年	1,258
	中間処理後再生利用	t/年	7,019
	集団資源回収物	t/年	796
	資源化率	%	19.6%
最終処分	最終処分量	t/年	5,810
	直接埋立	t/年	0
	焼却残渣	t/年	659
	不燃残渣	t/年	1,001
	民間処分	t/年	4,150
	その他	t/年	0

区 分		年度 単位	令和7年度予想値
ごみ処理 (清掃センター)	焼却処理量	t/年	36,604
	処理量	t/年	35,895
	収集ごみ	t/年	19,566
	事業系ごみ	t/年	12,527
	持込み・可燃性	t/年	3,802
	選別残渣 ※燃やせないごみの処理過程で発生した焼却物	t/年	709
	処理内訳		
	焼却残渣	t/年	4,809
	資源化	t/年	258
	焼鉄	t/年	177
	新聞	t/年	37
	雑誌	t/年	5
	ダンボール	t/年	39
	燃やせないごみ処理量	t/年	2,753
	収集燃やせないごみ	t/年	1,147
	収集粗大ごみ	t/年	235
	持込み・不燃性	t/年	608
	収集・缶	t/年	258
	廃蛍光管	t/年	6
	使用済小型家電	t/年	5
	事業系燃やせないごみ	t/年	466
	事業系粗大ごみ	t/年	34
	処理内訳		
	可燃残渣	t/年	709
	不燃残渣	t/年	1,001
	資源化	t/年	843
	不燃・鉄_アルミ	t/年	638
	収集・缶_鉄	t/年	80
	収集・缶_アルミ	t/年	123
	廃蛍光管	t/年	2
	使用済小型家電	t/年	0

区 分		年度 単位	令和7年度予想値
ごみ 処理	ストックヤード(白鳥)	t/年	829
	収集・ビン	t/年	579
	収集・古布	t/年	215
	収集・乾電池	t/年	35
	民間処理施設	t/年	5,084
	収集・ペットボトル	t/年	344
	収集・プラスチック	t/年	1,023
	収集・生ごみ	t/年	3,703
	収集・廃食用油	t/年	14

小動物死体	件/年	381
-------	-----	-----

し尿・浄化槽汚泥	t/年	7,937
し尿	t/年	1,629
浄化槽汚泥(農業集落排水汚泥を含む)	t/年	6,308

域外処理(他市町村からの受入れ)	t/年	5,886
民間処理施設	t/年	5,886
生ごみ	t/年	5,852
木くず	t/年	34

2 一般廃棄物の排出抑制のための方策（循環型社会実現のための取り組み体系）

（１）ごみの発生抑制、資源化に向けた仕組みづくりの推進（市の行動）

①ごみ減量、リサイクルに関する意識啓発を図る。

- ・学校における環境学習の実践により効果的な行動を促す。また、ごみ問題を題材とした副読本の作成・配布をする。
- ・ごみ問題に関する各種の学習機会を設ける。
- ・いきいき出前講座の開催や多様な手法を用いた情報提供等により啓発活動を推進する。
- ・多言語に対応した配布物、啓発動画を活用し、外国人市民にごみの適正排出を促す。
- ・各種イベントやごみの減量・リサイクルキャンペーンの開催により意識啓発を図る。
- ・地域活動の核となる市民の育成を図り、地域における活動の活性化により、ごみの排出ルールの徹底を促進する。
- ・事業者の発生抑制・資源化を促進する。

②事業者に対する減量化の助言・指導を行う。

- ・清掃センターへの事業系一般廃棄物の搬入については、中身が見える袋等に入れて搬入することを徹底する。
- ・展開検査を行い、収集業者、排出者である事業者に対して、適正排出の徹底について指導する。

③使い捨て品の使用抑制、再生品の使用を促進する。

④グリーン購入、資源物分別回収等を推進する。

⑤バイオマスタウンを推進する。

- ・生ごみの分別収集を促進する。
- ・生ごみのメタン発酵処理によるバイオガス化及び堆肥化、発電を推進する。
- ・事業系生ごみの排出抑制、堆肥化・生ごみのリサイクルを促進する。

⑥紙類の資源化の徹底を図る。

⑦廃食用油の資源化を図る。

⑧食品ロス削減の促進を図る。

⑨子ども会廃品回収を奨励する。

⑩共同住宅等の管理者、経営者、居住者に対し、ごみの分別や排出ルールについて指導する。

（２）市民の日常生活におけるごみ減量化の推進（市民の行動）

①資源分別収集を推進する。

- ・町内分別収集に積極的に協力し、資源化を推進する。
- ・子ども会廃品回収に参加し、資源化の推進、循環型社会への参加意識の浸透を図る。

②食品廃棄物の減量化を図る。

- ・食品ロス削減に努める。
- ・生ごみ分別収集によるリサイクルに取り組む。
- ・生ごみは水切り等に努め、生ごみの軽量化と汚水によるごみ集積場の環境悪化を防ぐ。

③日常生活におけるごみの減量化を図る。

- ・マイバックを使用し、過剰包装を断ることにより、包装材の排出抑制を図る。

- ・使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努める。
- ④地域コミュニティを通じて、ごみの発生抑制と再生資源の利用に努める。
- (3) 事業活動に伴うごみ減量化の推進（事業者の行動）
 - ①発生抑制、資源化を推進するため、社会的リサイクルシステム等を活用する。
 - ②食品ロスの削減と食品廃棄物のリサイクルに積極的に取り組む。
 - ③古紙回収業者等を活用して紙類の発生抑制、資源化を推進する。
 - ④容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化に取り組む。
 - ・包装廃棄物の発生抑制を図る。
 - ・流通包装廃棄物の発生抑制を図る。
 - ・再利用商品の使用促進、不要商品の自主回収及び資源化に努める。
 - ・容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化に努める。
 - ・エコショップ制度に積極的に参加し、活動のPRと市民への啓発に取り組む。
 - ⑤資源物とごみの分別を徹底する。
 - ⑥長期使用が可能な製品等を開発し、廃棄物の発生抑制に努める。
 - ⑦事業者間での不用資材や再生資源物の相互利用を図るためのネットワークを構築する。
 - ⑧店舗や事業所の空きスペースを店頭回収の活動拠点として活用を図る。
- (4) 分別の徹底と効率的なごみの収集、運搬の推進
 - ①市民に対し、ごみ出しや分別ルールの周知徹底を図る。
 - ②ごみの分別区分・収集頻度等について検証を続ける。
- (5) 家庭系ごみの適切な収集、運搬の推進
 - ①容器包装プラスチックとプラスチック製品の一括回収について調査・研究する。
 - ②必要に応じて品目ごとの収集形態の見直しをする。
 - ③ごみの減量化、リサイクルの推進に合わせ、必要に応じて収集頻度の見直しをする。
 - ④生活支援者・ごみ出し困難世帯を対象とした収集体制を調査・研究し、市民サービスの向上に努める。
 - ⑤収集・運搬車両における低公害車の利用促進を図る。
 - ⑥ごみ集積場の維持・管理の実施を促進する。
- (6) 事業系ごみの適切な収集、運搬の推進
 - ①排出者責任の徹底を図る。
 - ②ごみと資源物の分別を徹底し、許可業者による収集または自ら直接搬入するよう指導する。
- (7) ごみの適正処理の推進
 - ①ごみの資源化や熱回収など資源循環型の処理体制を推進する。
 - ②ごみ収集・運搬体制の合理化・効率化を推進する。
 - ③市で収集しない適正処理困難物について、排出者自らが専門処理業者等に依頼し適正に処理するよう指導する。
 - ④医療廃棄物の適正処理・回収ルートの活用を市民へ啓発する。
- (8) ごみ処理施設の安定した運用の推進
 - ①施設の延命化、温室効果ガスの発生抑制を推進し、安全で安定したごみ処理を継続する。
 - ②焼却処理に伴う余熱の利活用により、地球にやさしいエネルギー利用を推進する。

- (9) 災害時等の緊急的な廃棄物の処理・処分の仕組みづくりの推進
- ①災害時における廃棄物の適切な処理体制を確保する。
 - ②不測の事態における円滑な廃棄物処理体制を構築する。
 - ③倒壊家屋等の処理について、必要に応じて指導する。
 - ④自然災害発生時において単独処理が困難な場合、県・市町村・民間事業者・関係機関と協力し、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努める。
- (10) 資源化の推進
- ①残渣類の有効活用や資源物分別収集量の増加を図る。
- (11) 最終処分対策
- ①ごみの発生抑制や資源化等、分別徹底やごみの減量化・減容化により、埋立処分量の削減を図る。
 - ②焼却残渣の一部資源化等による最終処分場の延命化を図る。
- (12) ごみのない美しいまちづくりに向けた連携の推進
- ①廃棄物減量等推進審議会や、さわやか環境推進員を活用し、ごみの減量化・資源化の推進を図る。
 - ②市民・事業者・市民団体等と連携し、地域美化、清掃活動を推進する。
 - ③環境問題に関し、市民・事業者と対話交流の機会を作り、情報の共有化や相互理解を目指す。
 - ④不法投棄監視員、さわやか環境推進員、市職員によるパトロールや県との連携による定期的な監視体制の強化を図る。

3 廃棄物の収集・運搬方法

(1) 家庭系ごみ

種類		排出及び収集					
		排出方法	時間	回数	収集方式	収集者	
通常ごみ	燃やせるごみ	市指定袋 使用済み紙おむつ (透明または半透明の袋 で排出可) 木の枝 (ひもで束ねて排出可)	8時30分	週 2 回	ステーション方式	市 (委託)	
	燃やせないごみ	市指定袋	8時30分	週 1 回	ステーション方式	市 (委託)	
	粗大ごみ	処理券を購入のうえ貼付 し、住居の外に出しておく こと。	8時30分	週 1 回	戸別収集 (予約制)	市 (委託)	
資源 になるもの	缶	専用かご	9時00分	月 2 回	ステーション方式	市 (委託)	
	ビン	専用コンテナ	9時00分	月 2 回	ステーション方式	市 (委託)	
	古布	袋 (指定なし)	9時00分	月 2 回	ステーション方式	市 (委託)	
	乾電池・小型充電式電池	専用コンテナ	9時00分	月 2 回	ステーション方式 拠点回収方式 (小型充 電式電池のみ)	市 (委託)	
	紙類	新聞	ひもで束ねる。	9時00分	月 2 回	ステーション方式	市 (委託)
		ざつ紙					
		ダンボール					
	ペットボトル	袋 (透明または半透明) ネットバック 専用ボックス (拠点)	9時00分	月 2 回	ステーション方式 拠点回収方式	市 (委託)	
	廃蛍光管	専用コンテナ	—	月 2 回	拠点回収方式	市 (委託)	
	容器包装プラスチック	袋 (透明または半透明)	8時30分	週 1 回	ステーション方式	市 (委託)	
	生ごみ	市指定袋	8時30分	週 2 回	ステーション方式	市 (委託)	
	廃食用油	専用ボックス	—	随時	拠点回収方式	市 (委託)	
使用済小型家電	専用ボックス	—	月 2 回	拠点回収方式	市 (委託) 市 (直営)		
直接搬入ごみ	家庭からでるごみのうち一時的に大量に出るもので、本計画に定める指定処理施設に直接搬入するもの		9時00分～ 16時00分	月～土	自己搬入または、 許可業者	排出者が 自ら行う、 もしくは 許可業者	

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において処理することを原則とするが、自ら処理することが出来ない場合は、以下により指定処理施設又は資源再生処理業者の資源化処理施設に搬入する。

種 類	収 集 ・ 搬 入				
	搬入できるもの	搬入先	回数	収集運搬方式	搬入者
燃やせるごみ	事業系一般廃棄物 ※ペットボトル、容器包装プラスチック、カン、ビンは、従業員の飲食用に限り搬入することができる。	本計画に定める指定処理施設	随時	排出者自身による収集運搬又は許可業者に委託	排出者又は許可業者
燃やせないごみ					
資源になるもの	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物	資源再生処理業者の資源化処理施設	随時	排出者自身による収集運搬又は許可業者に委託	排出者又は許可業者

なお、上記の規定にかかわらず、排出者において資源化に関する計画を定め、市長が特別に認めた場合は、廃棄物に関する法令等の基準を満たした資源化処理施設に運搬することができる。

(3) し尿・浄化槽汚泥

種 類	収 集 ・ 運 搬		
	回 数	収集方式	収集者
し尿	定期収集月 1 回のほか必要な場合は随時	市が委託する委託業者による戸別収集	市(委託)
浄化槽汚泥	年 1 回以上	排出者が許可業者に委託	許可業者

浄化槽汚泥については、例年排出される量に大きな増減はなく、現在の許可業者の処理能力で十分に対応可能なこと、及び「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、既存の許可業者による収集・運搬とする。

(4) その他

種 類	回 数	収集者・収集方法
動物の死体	随 時	①市が管理する道路や公共施設にあったものについては市が収集する ②上記以外の場所にあったものについては、当該場所の占有者若しくは管理者が収集する

(5) 収集運搬業の許可方針

本市におけるごみ処理量は、近年減少傾向にあるが、今後、処理施設の延命化計画を進める上からもごみの減量化が必要となる。事業系一般廃棄物の収集運搬については、事業系ごみの排出予定量からみて、現時点での収集運搬体制で十分対応できるため、既存の許可業者による収集・運搬とする。また、このことにより、事業系一般廃棄物収集運搬業に係る新規の許可申請の受付は実施しないものとする。

4 廃棄物の処理方法

(1) 家庭系ごみ

種 類		中間処理		最終処分	
		指定処理施設	処理方法	処理施設	処理方法
通常ごみ	燃やせるごみ	土浦市清掃センター	焼却 (排熱の一部を利用、残渣の一部を資源化)	土浦市一般廃棄物最終処分場 再生処理業者	埋立 資源化
	燃やせないごみ	土浦市清掃センター	破碎、選別 (破碎後鉄類は資源化、可燃残渣は焼却)	土浦市一般廃棄物最終処分場	埋立
	粗大ごみ	土浦市清掃センター	破碎、選別 (破碎後鉄類は資源化、可燃残渣は焼却)	土浦市一般廃棄物最終処分場	埋立
資源になるもの	缶	土浦市清掃センター	スチール缶、アルミ缶を選別	再生処理業者	資源化
	ビン	最終処分場内一時保管施設	選別、一時保管	再生処理業者	資源化
	古布	最終処分場内一時保管施設	一時保管	再生処理業者	資源化
	乾電池・小型充電式電池	最終処分場内一時保管施設	一時保管	再生処理業者	資源化
	紙類	新聞	――	古紙回収業者	資源化
		ざつ紙	――	古紙回収業者	資源化
		ダンボール	――	古紙回収業者	資源化
	ペットボトル	民間施設	選別、圧縮保管	再生処理業者	資源化
	容器包装プラスチック	民間施設	選別、圧縮保管	再生処理業者	資源化
	廃蛍光管	土浦市清掃センター内一時保管施設	一時保管、破碎	再生処理業者	資源化
	生ごみ	――	――	再生処理業者	資源化(バイオガス化及び堆肥化)
	廃食用油	――	――	再生処理業者	資源化

	使用済小型家電	—	—	再生処理業者	資源化(小型家電リサイクル法に基づく処理)
直接搬入ごみ	土浦市清掃センター	通常ごみに同じ	土浦市一般廃棄物最終処分場	通常ごみに同じ	

(2) 事業系ごみ

種 類	中間処理		最終処分	
	指定処理施設	処理方法	処理施設	処理方法
燃やせるごみ	土浦市清掃センター	家庭系ごみの通常ごみに同じ	土浦市一般廃棄物最終処分場又は再生処理業者	家庭系ごみの通常ごみに同じ
燃やせないごみ	土浦市清掃センター			
資源になるもの	資源再生処理業者の資源化処理施設	排出者が定めた資源化に関する計画に従って中間処理		排出者が定めた資源化に関する計画に従って資源化

(3) し尿・浄化槽汚泥

種 類	指定処理施設	処理方法
し尿 浄化槽汚泥	土浦市汚泥再生処理センター	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式により処理後、公共下水道に放流

(4) その他

種 類	指定処理施設
動物の死体	土浦市清掃センター

5 適正処理困難物の指定及び収集等制限物

(1) 適正処理困難物の指定

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年9月29日、条例第24号）
第18条第1項の規定に基づき、次に掲げる品目を適正処理困難物として指定する。
なお、適正処理困難物は、収集及び直接搬入ごみの受入を行わない。

項目	品 目	処理方法
処 理 困 難 物	金庫	販売店等による下取り又は引取りを依頼するか、専門の処理業者に依頼する。
	ピアノ	
	タイヤ	
	バッテリー全般（電動アシスト自転車や児童遊具等を含む）	
	車用ホイール	
	車用バンパー等外装類	
	車用座席シート、ハンドル等内装類（カーナビ、カーステレオ等後付け装備品を除く）	
	カート類（ゴーカート、電動カート）	
	ボウリングの玉などの特殊な樹脂製品	
	鉄アレイ	
	農業用機械	
	ソーラーシステム・ソーラーパネル	
	ポンプ類	
	フロン使用製品（除湿器や冷風機・ウォーターサーバー等）	
	オイルヒーター	
	ヒートポンプ給湯器	
	ボイラー類	
	直径20cm、長さ1.5mを超える木材及び木くず	廃棄物処理業者に処理を依頼する。
	セメント製ブロック類	
	コンクリート塊	
	瓦	
	レンガ	
	土砂・石	
	焼却灰（個人宅の火災により発生したものを除く）	
	パレット（木製・プラ製問わず）	
	農業用ビニール等農業活動によって生じたもの	
	建設廃棄物	
	・大量に発生したもの	
	・石膏材（ボード） ・外壁材	
	・ロックウール、グラスウール	
	・床材（フローリングを除く）	
	・壁紙 ・がれき類	

項目	品 目	処理方法
廃在 棄宅 物医 療	注射器及び注射針等の鋭利なもの	医療機関又は薬局による引取りを依頼する。
	感染性が高いと判断されるもの	
	使い残して不要となった医薬品類	
危 険 物	農薬	販売店等による引取りを依頼する。
	塗料（固化したものを含む）	
	ガソリン・オイル等	
	高圧プロパンガスボンベ	販売店等による引取りを依頼するか、（一社）茨城県高圧ガス保安協会に相談する。
そ の 他	上記以外の品目で、土浦市清掃センターで処理能力上、処理が困難と認められるもの	専門業者に相談するか、販売店等に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。

（２）収集等制限物

次に掲げる品目については、個別のリサイクル法等により資源化が制度化されているため、排出者は各制度に従い排出するものとし、市では収集及び直接搬入ごみの受入を行わない。

品 目	収集等制限の理由
テレビ	特定家庭用機器再商品化法の指定品目
エアコン	
冷蔵庫・冷凍庫	
洗濯機	
衣類乾燥機	
パソコン	資源有効利用促進法の指定品目
二輪車（原付バイクを含む）	二輪車リサイクル制度の対象品目
消火器	消火器リサイクル制度の対象品目
FRP製のヨット、ボート、小型船舶	FRP船リサイクル制度の対象品目

（３）搬入数量制限物

次に掲げる品目については、直接搬入において、多量に搬入されてしまうと処理に支障をきたすため、搬入数量の制限を行なう。ただし、災害、火災等の特別な理由がある場合は、この限りでない。

品 目	搬入数量制限
木材	4 t 車 1 台／日
エンジンオイル等（市販の廃油処理剤等で固めたもの及び吸着容器等に吸い込ませたもの）	オイルパック 1 個／日
融雪剤	1 0 k g ／日
便器・風呂	1 個／日
畳	1 0 枚／日

6 処理施設に関する事項

(1) 焼却施設

施設名	所在地	形 式	処理能力
土浦市清掃センター	土浦市中村西根 1811-1	全連続燃焼式 ストーカ式	70 t / 24h × 3 炉

(2) 破砕・資源化施設

廃棄物の種類	施設名	処理方法・形式	所在地
燃やせないごみ・粗大ごみ・缶	土浦市清掃センター	破砕・選別 ・回転式破砕機 ・せん断式破砕機 ・磁選機 ・アルミ種選別装置	土 浦 市 中 村 西 根 1811-1
ペットボトル	(株)ウィズウェイストジャパン 東関東リサイクルパーク	選別・圧縮梱包	かすみがうら市加茂 5356-1
容器包装プラスチック	(株)ウィズウェイストジャパン 東関東リサイクルパーク	選別・圧縮梱包	かすみがうら市加茂 5356-1
食品廃棄物	日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター	湿式メタン発酵処理・堆肥化	土浦市東中貫町 6-8
廃蛍光管	土浦市清掃センター	破砕 直管形 2,700 本 / 1 h 環形 900 本 / 1 h	土 浦 市 中 村 西 根 1811-1
木・草等	つくば環境エンジニアリング(株)リサイクルセンター	破砕	土 浦 市 並 木 四 丁 目 4661-1
焼却灰	渡辺産業(株)	再生砕石化	栃木県日光市町谷 1802
	新日本電工(株)	溶融固化	鹿嶋市光 4 番地
	ツネイシカムテックス(株)	人工砂化	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山 250-1

(3) 最終処分施設

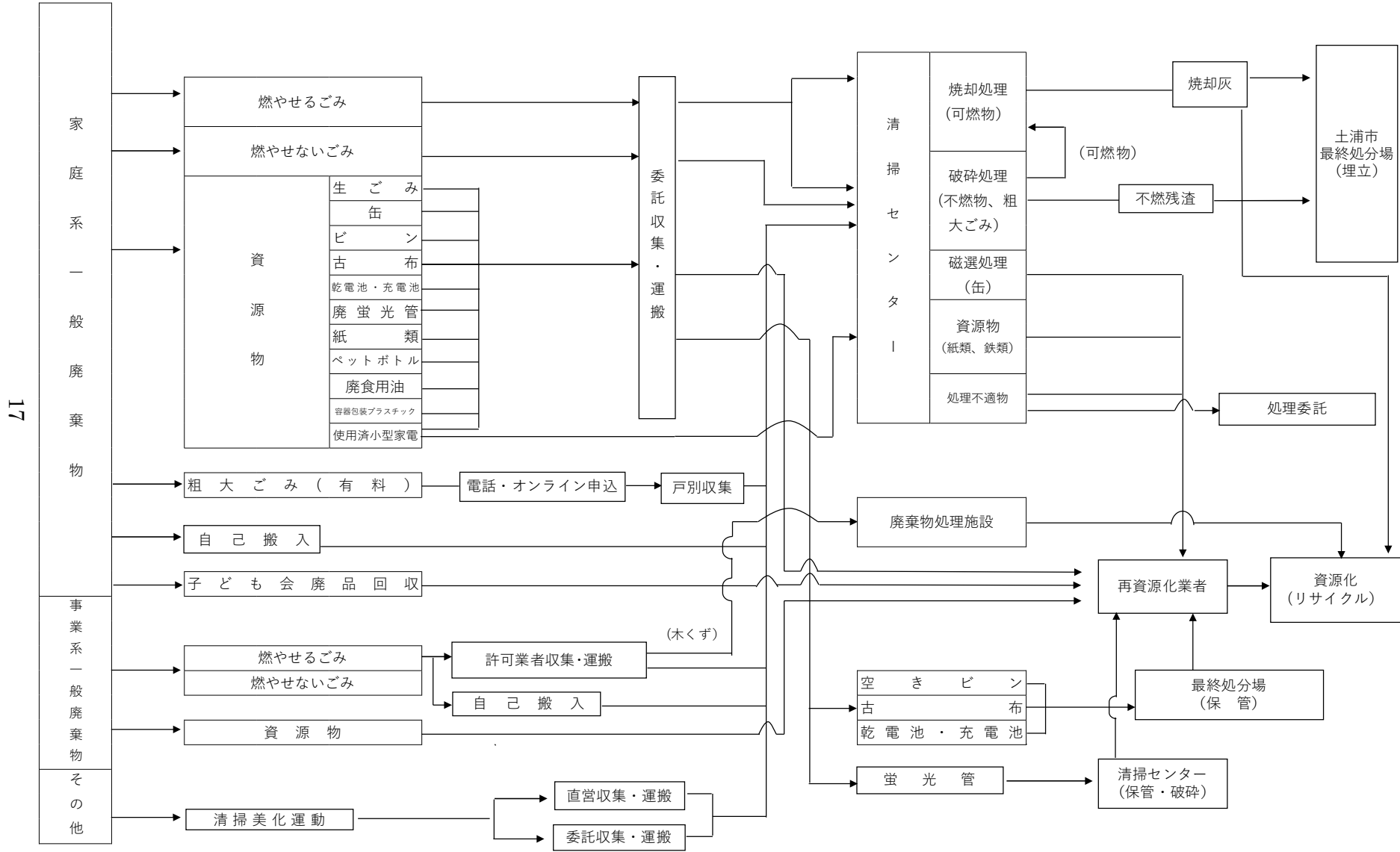
施設名	所在地	型 式	埋立容量	備 考
土浦市一般廃棄物最終処分場	土浦市白鳥町 924-4	管理型	229,000 m ³	※土浦市一般廃棄物最終処分場内の分別収集委託業者作業場内に、ビン類一時保管施設、古布一時保管施設、乾電池・小型充電式電池一時保管施設を設けている。 ※土浦市清掃センターで発生した分の焼却灰等の最終処分を行う。

(4) 汚泥再生処理センター

施設名	所在地	処理方式	処理能力
土浦市汚泥再生処理センター	土浦市佐野子 13	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式	33.8kl / 日

7 処理体制図

【ごみ・資源物処理体制概要】



【し尿処理体制概要】

